

福岡市社会的養育のあり方検討会 意見書

福岡市児童福祉施設協議会 松崎 剛

1. 第2回検討会について

- (1) 令和11年度までの児童家庭支援センターの整備計画は、各区1箇所の計7箇所設置となっているが、人口10～15万人程度に1箇所設置とし、整備目標は少なくとも10箇所とすべきであるとする。

こども家庭センターによる相談支援体制が整備されること、児童相談所も含めてパーマネンシー保証のため親子分離の予防を推進していくこと等を背景に要保護・要支援家庭への在宅支援策を充実させていくことは今後も大きな課題であり、児童家庭支援センターに求められる役割はより大きなものとなっていくと推察される。他方で児童家庭支援センターの運営にかかる費用等の推移からは体制拡充や機能強化等には限界があり、設置の促進が必要と考える。

- (2) 区こども家庭センター業務を担う人材の育成及び確保について、課題として挙げられている。乳児院や児童養護施設においても人材確保、育成、定着は深刻な課題であり、児童養護施設における小規模かつ地域分散化を阻む大きな要因となっている。対象とする人材としては重複する部分も多いと思うので、今後検討が予定されている「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」の項目において、具体的な対策を含めた一体的な検討をお願いしたい。

2. こども家庭支援体制の構築等に向けた取組（支援事業等）について

- (1) 短期養育体制の拡充

児童養護施設においては、多機能化により一時保護専用施設を複数設置し、一時保護児童の受入や原籍校への送迎等に対応しているところである。ショートステイも並行して対応しているが、要請に十分に対応しているとはいえない状況である。令和5年度以降、乳児院及び児童養護施設に専従職員を配置する等により、体制の拡充を図っているところではある。こども家庭センターの体制整備に伴いショートステイを活用した在宅支援も増加していくことが予想される中、乳児院や児童養護施設でもショートステイの必要性や十分に対応できていない現状を課題として認識している。例えば制度の充実が前提とはなるが、ショートステイ専用施設の設置、複数の専従職員の配置を可能とする等によりニーズに対応できる体制の拡充が必要と考える。

(2) 在宅指導措置委託への対応

児童相談所及び区からの指導委託について、委託先として児童家庭支援センターが例示されているが、乳児院、児童養護施設も委託を担うことが可能であるとする。

施設入所からの措置解除やショートステイの頻回な利用、施設の専用施設での一時保護委託から解除となったケース等を対象に、例えば乳児院において実施している親子関係づくりサポート事業の活用、児童養護施設も含めた親子関係形成を目的としたペアレントトレーニングの実施、親子を含めたショートステイ、家庭支援専門相談員や心理療法担当職員等の専門職によるアウトリーチも含めた相談支援等が提供可能である。

(3) 親子を対象とした支援体制の充実

令和5年度より、従来の子どもショートステイに加えて、親子での利用を可能とする親子ショートステイ事業を開始している。乳児院、児童養護施設における親子関係づくりサポート事業等の親子関係形成支援の推進により家庭支援事業の構築及び拡充に一定の役割を果たしていく。

(4) 支援を必要とする妊産婦への支援

特定妊婦が抱えている課題の多くは、経済的不安定と生活拠点の無さにある。特に産前産後期の居住支援は虐待予防の点からも重要な支援といえる。妊産婦等生活援助事業の施策内容にある「入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援」については、乳児院の専門性を活かし、居住支援に加え育児手技獲得のための支援も可能であり、特定妊婦支援の受け皿として、機能を発揮できるものとする。

以 上